# 広島空港 小型機等施設・動線使用料金表

広島国際空港株式会社　｜　適用開始日：2026 年 11 月 20 日

広島空港供用規程（以下「供用規程」という。）第 14 条第 3 項に基づく施設使用料及び制限区域への車両乗入料について、次のとおり定める。

## Ⅰ．使用料金

| 施設使用料項目 | 利用区分・適用対象 | 1 回当たり（消費税別） |
|---|---|---|
| 国内線施設使用料<br>（国内線 HOP サテライトとびしま） | 旅客本人又は第三者が、当該旅客の運送の対価を支払う場合 | 100,000 円 |
| 国際線施設使用料<br>（国際線旅客ターミナルビル動線） | ビジネスジェット等の国際線旅客が通行する場合（乗員併用を含む） | 150,000 円 |
| 制限区域内車両乗入れ料 | 旅客・乗員の区分を問わず | 100,000 円 |

## Ⅱ．使用条件・料金の取扱い

**１．国内線施設使用料（国内線 HOP サテライトとびしま）**　旅客の単独通行は認めず、運航者又はハンドリング会社等の同行を要する。施設使用料は、運航者、航空機の所有者（共同所有者を含む。）又は航空機の運航・利用を提供する事業者が、旅客本人又は第三者から、当該旅客の運送の対価を受け取る場合に適用する。対価を受け取らない場合及び乗員のみの通行には適用しない。

**２．国際線施設使用料（国際線旅客ターミナルビル動線）**　乗員のみの通行には施設使用料を適用しない。旅客・乗員の通行には、保安扉の開閉に必要な資格・権限を有する者のアテンドを要し、単独通行を認めない。

**３．制限区域内車両乗入れ料**　事前に HIAP の許可を受け、HIAP が指定する区域・経路及び運用条件に従う。車両乗入に伴うゲートの開閉、制限区域内での車両誘導・先導等は、各業務に必要な資格・権限を有し、HIAP が認めた者が行う。

**４．料金の算定**　到着時・出発時の施設・動線の使用及び車両乗入は、それぞれ 1 回として算定する。

**５．利用状況等の報告**　供用規程第 18 条に基づき、運航者は、HIAP の求めに応じ、施設・動線の使用状況その他料金の適用に必要な事項について、報告又は説明を行うものとする。

**６．PSFC・PSSC 及び保安料の取扱い**　本表に掲げる料金が適用される場合、当該利用に係る旅客について、PSFC・PSSC 及び国内線出発旅客に係る保安料を重複して徴収しない。

**７．請求先**　本表に基づく施設使用料及び車両乗入料は、空港使用届に記載された請求先に請求する。別の請求先を希望する場合は、あらかじめ HIAP に申告するものとする。

**本表に定めのない事項は、供用規程による。**

※ ビジネスジェット専用ゲートの施設使用料及び使用条件は、別に定める「広島空港ビジネスジェット専用ゲート使用規程」による。

## Ⅲ．お問い合わせ先

| 事項 | 問い合わせ先 | 連絡先 |
|---|---|---|
| 「空港使用届出」「運航者情報届」「着陸料免除申請書」「制限区域ビジター立入(車)承認 申請書」提出 | 空港運用部 | 080-6476-3433<br>hiap-unyou-common@hiap.co.jp |
| SPOT 確保・オペレーション | | |
| 料金・施設・動線のお問い合わせ | 利用促進部 | 0848-86-8163<br>access@hiap.co.jp |

※連絡先の営業時間：空港運用部 7:30～22:30／利用促進部 平日 9:00～17:00